

北陸地方整備局インフラ DX 推進本部 運営要領

(名称)

第 1 条 本会は「北陸地方整備局インフラ DX 推進本部」（以下、「推進本部」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 推進本部は、インフラ分野におけるデータやデジタル技術を積極的に導入・活用することにより、北陸地方整備局が所掌する行政手続きの利便性の向上、災害対応の迅速化・高度化、安全で快適な労働環境の実現による働き方改革、生産性向上による建設業界の活性化、効率性向上、カーボンフリー・持続可能型社会の実現、等の実現を目的とする。

(推進本部の組織)

第 3 条 本推進本部は以下の構成をもって組織する。

2. 推進本部長は、北陸地方整備局長がこの任にあたる。
3. 推進副本部長は、北陸地方整備局副局長がこの任にあたる。
4. 推進本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。
5. 推進本部の開催は、必要に応じて推進本部長が招集する。

(所掌事項)

第 4 条 本推進本部は以下の取組について審議する。なお、取組にあたっては関係する各委員会等と連携を図るものとする。

- ①行政手続きの利便性を向上する施策の検討及び実施
- ②災害対応の迅速化・高度化に向けた施策の検討及び実施
- ③安全で快適な労働環境の実現に向けた施策の検討及び実施
- ④生産性向上による建設業界の活性化に向けた施策の検討及び実施
- ⑤カーボンフリー・持続可能型社会の実現に向けた施策の検討及び実施
- ⑥ DX 推進の推進のための人材育成の検討及び実施
- ⑦その他、国民・業界・地方公共団体・職員のための施策の検討及び実施

(推進部会)

第 5 条 専門の事項を検討する推進部会を設置するものとし、構成は別表のとおりとする。

(事務局)

第 6 条 推進本部の事務局長は、企画部建設情報・施工高度化技術調整官がその任にあたる。
推進本部の事務局は、企画部技術管理課、企画部施工企画課、企画部情報通信技術課に置くものとする。

(雑則)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、本推進本部の運営に関し必要な事項については、本推進本部で定めるものとする。

(附則)

1. 本要領は、令和 3 年 10 月 4 日から適用する。
2. この改正後の要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
3. この改正後の要領は、令和 5 年 2 月 6 日から適用する。
4. 北陸地方整備局 i-Construction 推進本部運営要領（平成 28 年 2 月 15 日施行）は廃止する。

北陸地方整備局 インフラDX推進本部

推進本部

役職	職名	備考
本部長	局長	
副本部長	副局長	
本部員	総務部長	
	企画部長	
	建政部長	
	河川部長	
	道路部長	
	港湾空港部長	
	営繕部長	
	用地部長	
	統括防災官	
	企画調査官	

推進本部 事務局

所属	職名	備考
企画部	防災情報調整官	
	技術調整管理官	
	技術開発調整官	
	建設情報・施工高度化技術調整官	事務局長
	技術管理課	
	施工企画課	
	情報通信技術課	

推進部会

役職	職名	事務局
総務部会長	総務部長	総務課、港湾空港総室
企画部会長	企画部長	技術管理課
建政部会長	建政部長	都市・住宅整備課
河川部会長	河川部長	河川計画課
道路部会長	道路部長	道路計画課
港湾空港部会長	港湾空港部長	港湾空港整備・補償課
営繕部会長	営繕部長	官庁施設管理官、技術・評価課
用地部会長	用地部長	用地企画課
防災部会長	統括防災官	防災室、災害対策マネジメント室
人材育成支援部会長	企画調査官	企画課